

お知らせ information

2025 1

■令和7年 消防合同出初式

稚内地区消防事務組合消防本部、消防署、稚内消防団合同出初式を挙行します。

出初式では、消防隊観閲点検、手締め、くす玉開きを行い、無火災と市民の安心・安全を願います。



日時 令和7年1月7日(火) 10時～

場所 消防庁舎前

お問い合わせ 消防本部総務予防課 23・2177

■20歳になったら「国民年金」

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの全ての人が加入を義務づけられています。

やがて訪れる老後の所得保障(障がいや死亡などに遭った場合でも、皆さんの生活の安定が損なわれることがないように、お互いを支え合う制度です。

20歳の誕生日以降に、基礎年金番号通知書と国民年金保険料納付書が届きますので確認してください。(厚生年金保険に加入されている方を除く)

国民年金保険料を納める際は、口座振替での前納

早割が便利でお得です。また、納めることが困難な場合は、免除制度や納付猶予制度、学生納付特例制度もあります。手続きは「ねんきんネット」による電子申請が便利です。ご利用ください。



電子申請はこちらから

問い合わせ

市総合窓口課保険年金グループ 23・6410

稚内年金事務所国民年金課 33・7011

■稚内市子どもの未来応援奨学金のご案内

向上心が豊かで、優れた能力を有しているにもかかわらず、家庭状況により大学等への修学が困難な方に対して進学の道を開く「稚内市子ども未来応援奨学金支給事業」の候補者を募集しています。

日本学生支援機構(以下、機構という)の給付型及び貸与型奨学金制度と、この新制度を併用し、学生の将来負担を軽減する給付型の奨学金制度で、大学等を卒業後に、機構の貸与型奨学金の返済に充てていただくために給付するものです。

応募資格 市民のお子さんと、高等

学校等を卒業(修了)見込みで大学等(大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程))に入学を予定している方または、令和4年度以降に高校等を卒業し令和5年度及び6年度に大学等に入学した方で、家庭状況や学業成績等いくつかの要件を満たし、次のAかBのいずれかに該当する方。

A 未来枠奨学金

学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であり、将来の活躍が期待できる方。

B ふるさと枠奨学金

大学等を卒業後、2年以内(本市に居住し、市が指定する資格等により市内の事業所に正社員として雇用され一定期間以上勤務する見込みの方。(公務員を除く))

候補者の決定、対象者の決定、奨学金給付について

・選考委員会において候補者選考後、支給候補者として決定します。

・未来枠奨学金の支給候補者は、候補者決定時に在学予定又は在学していた大学等を卒業後に支給対象者の申請を行

います。対象者に決定後、全期間分を一括して機構に支払います。

・ふるさと枠奨学金の支給候補者は、大学等を卒業後、2年以内に市内に居住・就業し、指定の資格等により市内の企業に正社員として採用され、1年就業した後に支給対象者の申請を行います。対象者に決定後、1年度ごとに支給申請いただき、1年度分を対象者本人に支給します。

【支給額】		区分	金額
住宅通学	大学・短期大学・専門学校	国公立	9,000円
		私立	12,000円
	高等専門学校	国公立	5,000円
		私立	8,000円
住宅外通学	大学・短期大学・専門学校	国公立	22,000円
		私立	25,000円
	高等専門学校	国公立	11,000円
		私立	14,000円

候補者の募集締め切り

令和7年3月14日(金)

※機構の奨学金を大学等で申し込む場合は、大学等の入学後に申請可能です。必要書類のほか、制度の詳細は、問い合わせをいただくか、市ホームページをご確認ください。

提出・問い合わせ

市総務スポート課総務スポートグループ 23・6518

■固定資産税「償却資産」の申告を忘れずに!

償却資産とは、会社や個人で事業を経営している方が、その事業のために使用している機械、器具、備品等のことで、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における当該資産を申告しなければなりません。

申告が必要な方

・令和7年1月1日現在、事業の用途で使用している資産を所有、共有しているほか、賃貸している法人また

は個人事業経営者

・令和6年中に開業、廃業、休業、移転された方、償却資産の増減や変更がない方、償却資産を所有していても、今まで申告をしていない方

申告の対象となる主な資産

- ・広告設備、路面舗装等
- ・生産、加工、搬送設備等の機械類
- ・漁船、船外機船等
- ・大型特殊自動車(農耕用を含む)

申告期間

令和7年1月6日(月)～1月31日(金)

申告場所

市役所1階 税務課窓口 ※昨年、申告があった事業者には、令和6年12月中旬に申告書を送付しています。申告書が届いていない場合は、問い合わせください。

問い合わせ

市税務課資産税グループ 23・6393

出張型技能講習のご案内

下記日程で出張型技能講習を行います。

講習名	日程
車両系建設機械(整地)	令和7年2月5日(水)
	令和7年2月6日(木)
車両系建設機械(解体)	令和7年2月7日(金)

※上記日程で受講困難な方には通所型の技能講習もありますので、希望者は問い合わせください。

申込期限 各講習の10日前必着 (締切日が土日・祝日の場合はその前日まで)

申し込み・問い合わせ 稚内地方通年雇用促進協議会(総合勤労者会館2階) 73-3230

出張型技能講習のご案内